

杵築市で住宅を取得しませんか？

杵築市では、定住促進のため市内で居住用住宅（200万円以上）を取得（新築・購入）された方（※その住宅に住民票を異動し、定住される方）に対して、定住補助金の制度があります。杵築市内に住宅を建てる方、購入する方は、ぜひご相談ください。

補助金の種類

① 県外からの転入者（移住者）で、居住用住宅の取得をする場合。

② 県内からの転入者で、居住用住宅の取得をする場合。

③ 市内にお住まいの方で、居住用住宅の取得をする場合。

※ 移住者とは、転入の日の前5年以上大分県に住所を有していない方のこと。

※ 転入者とは、転入の日の前5年以上杵築市に住所を有していない方のこと。

補助金の額

① 20万円

② 15万円

③ 10万円

※ 18歳未満の子どもがいる世帯

①～③（子育て加算）子ども1人につき10万円

子育て世帯とは、申請日の属する年度の4月1日時点で同一世帯に18歳未満の子どもがいる世帯のこと。

申請期限

移住者：住宅取得の契約日の属する年度の翌年度末まで、転入から1年以内

転入者：住宅取得の契約日の属する年度の翌年度末まで、転入から1年以内

市内居住者：住宅取得の契約日の属する年度の翌年度末まで



申請に必要なもの

- ① 定住促進補助金交付申請書一式（HPからダウンロードできます。）
- ② 住宅の売買契約書または建築請負契約書の写し
- ③ 建物の全部事項証明書の写し
※法務局で取得できます。
- ④ 世帯全員の杵築市の住民票
※杵築市役所市民生活課窓口等で取得できます。
- ⑤ 世帯全員（20才以上）の市町村民税等に滞納がないことを証明できる書類
（完納証明書、非課税の方は非課税証明書 等）
※市町村によって証明書の名称が異なります。
※市外・県外からの転入者は前住所地の税務証明担当課で取得してください。
市内居住者は杵築市役所税務課窓口等で取得できます。
- ⑥ 世帯全員の戸籍の附票（市外・県外からの転入者のみ）
※本籍地のある市町村で取得できます。
※過去5年間大分県内または杵築市内に住民票がなかったことを証明できるもの。

申請できない場合

- ・ 自己の住宅の建て替えとみなす場合
- ・ 公共事業等による住宅移転の場合
- ・ 中古住宅を購入する場合、住宅の所有者と3親等以内の親族である場合

＼ 制度をご利用される場合には、事前にご相談ください！ /

お問い合わせ

杵築市役所 協働のまちづくり課 移住定住促進係

Tel：0978-62-1814（直通）

Mail：machidukuri@city.kitsuki.lg.jp